

財政健全化と経済成長の両立に向けた 税財政のあり方 ～税制改革を中心に～

当会は、わが国の税財政の現状をふまえた今後の税制改革に向けた要望項目を取りまとめ、2017年11月2日に意見書「財政健全化と経済成長の両立に向けた税財政のあり方～税制改革を中心に～」を公表した。意見書では、消費税率10%への予定通りの引き上げや、法人実効税率の一律の引き下げ論にピリオドを打った上での、研究開発および設備投資の分野など企業のイノベーション創出につながる税制の整備などを重点事項としている。今回の意見書のポイントについて紹介する。

税財政に関する現状と基本的な考え方

わが国の国と地方をあわせた債務残高は1,000兆円超と他国に類を見ない高水準に達しており、財政再建はもはや待ったなしの状況となっている。

国の予算をみると、歳出については、少子高齢化などの構造的な問題により、3割以上を占める社会保障費が今後さらに増加していく見込みである。歳入については、税収と税外収入で歳出全体の約6割しか賄えていないため、3割強は将来世代の負担となる公債金に依存している。税収の大半を占める、所得税、法人税、消費税の基幹三税のうち、法人税や所得税は景気変動により税収が左右されやすく、とりわけ法人税はその傾向が強い。

法人税についてはこの20年間で改革が進められ、実効税率が約20%引き下げられた一方で、租税特別措置の見直しや外形標準課税の導入などにより、課税ベースは拡大している。所得税については、長らく抜本的な見直しながされてこなかったが、ここ数年、経済社会構造の変化をふまえた見直しの議論が政府税制調査会などで本格化している。消費税は、8%か

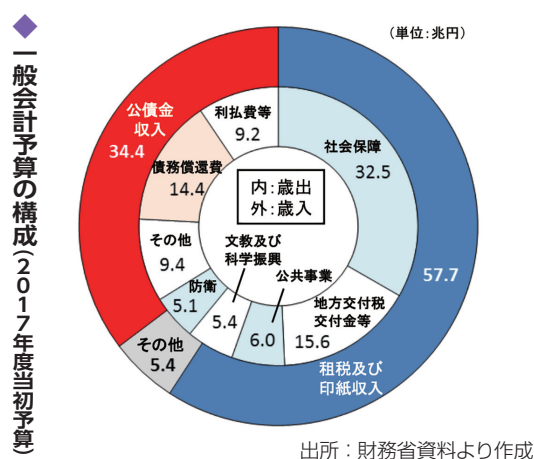
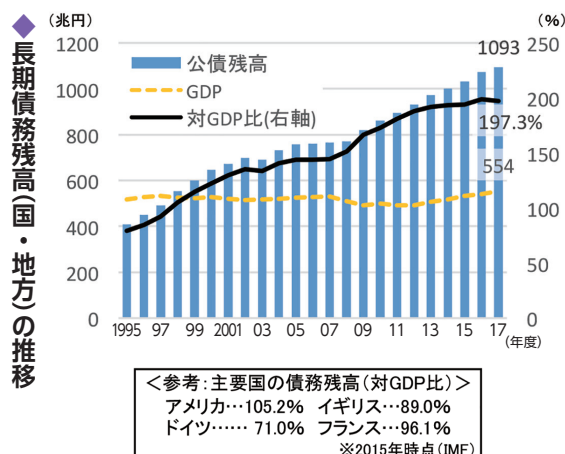
ら10%への引き上げが2度延期されているが、現在のところ2019年10月に引き上げを実施するとしている。

わが国の厳しい財政状況のもと、財政健全化と経済成長の両立をはかるためには、かねてより当会が主張している「成長戦略の実行による税収増」「社会変化に対応した歳入改革」「徹底した歳出削減」が求められる。歳入改革については、人口減少・高齢化等が進むなか、安定的財源を確保しつつ、持続的成長を実現していくことが必要となる。歳出改革については、徹底的な効率化をはかることが何よりも重要である。特に増大が続く社会保障給付には、過剰サービスの抑制や適正な自己負担に向けた改革を進め、真に給付が必要な人に対象を絞り込むことが肝要である。

税制改革の方向性と要望項目

税制改革の方向性

意見書では、税制改革の方向性として、「公平・中立・簡素」の租税原則に基づき、経済成長の実現と財政健全化につながる改革を求めた。財政健全化と



社会保障の安定財源を確保するため、消費税率の引き上げを最も重要度の高い課題としてあげた。また、法人税については、厳しい財政状況のもと、社会保障を支えるため広く国民に負担を求めていくことをふまえ、実効税率の一律の引き下げ論にピリオドを打つべきであるとした。その上で、経済活性化の観点から、研究開発やイノベーションのように、経済活力をけん引する効果が大きい“的を絞った政策”に重点を置くべきと考えている。所得税は、社会構造の変化への対応と経済活力を引き出す観点から、多様な働き方を阻害しない中立な制度としていくことを求めた。これらの観点をふまえた主要要望項目は以下の通りである。

■消費税率10%への予定通りの確実な引き上げ

- 早期のPB黒字化を達成し、社会保障給付財源を安定的に確保するために、2019年10月に確実に消費税率を10%へ引き上げるとともに、さらに、将来的には15%程度へ引き上げるべきである。
- 10%への税率引き上げ時に導入予定である軽減税率制度については、逆進性軽減効果が限定的であることに加え、事業者の納税事務負担が増えるため、導入すべきではない。なお、当面の低所得者対策としては、簡素な給付措置で対応すべきである。

■経済活力を促す法人税の見直し

①企業のイノベーション創出につながる税制の整備

- 世界的な第4次産業革命の進展や人手不足等の課題に対応していくため、AIやICT投資を行った企業に対して新たな税制優遇措置を講じるなどして、関連投資を促進させていくべきである。

②現役世代の所得拡大につながる取り組みの支援

- 経済の好循環を実現するためには、企業収益を雇用の所得拡大に結びつけ、消費拡大により、企業収益が伸びるというサイクルをつくり出すことが重要である。そのため、現役世代の所得拡大に資する企業の取り組みに対しては、そのインセンティブの強化をはかるべきである。
- 好循環を持続させるために、人材投資の後押しによる生産性向上が不可欠である。人材投資の新たなスキル獲得のための研修や社員の学び直し等を行う企業に対してインセンティブとなる支援を措置すべきである。

③地方創生につながる税制の整備

- 2015年度に新設された地方拠点強化税制において、関西・中部圏の都心部は税制優遇を受けられる対象地域から除外されている。かねてから主張している

通り、関西・中部圏の中核地域も優遇対象地域とした上で、当該制度を継続すべきである。

■多様な働き方実現に向けた配偶者控除の廃止

- 所得税改革では、働き方や家族のあり方の違いによる税制上の不公平感の解消や中立性確保が求められる。多様な働き方を可能とする社会を実現するためにも、配偶者控除および配偶者特別控除は廃止すべきである。

継続的な検討課題

わが国経済が緩やかな回復過程にある今こそ、中長期的な観点に立ち、国の将来像を見据えた税財政改革の道筋を明らかにしていかなければならない。

所得税については、課税ベースを狭めている所得控除の整理や課税単位や所得分類などの見直しについて検討していくことが必要である。また、複雑化した制度の合理化をはかるとともに、税制の信頼性確保と課税適正化に向けて、マイナンバー制度の定着と活用が期待される。

法人事業税における中小法人への外形標準課税は、地方税の原則(応益性の原則)に加え、中小法人の担税力や地域経済への影響等を勘案する必要があることから、慎重に検討を要する今後の研究課題といえる。

歳出面では、政府が新たに導入を検討している教育支援の充実(幼児教育の無償化等)について、その財源や制度設計のあり方を含め、社会保障全体の見直しを進めていく必要がある。

当会では、引き続き、税財政における継続的な検討課題についての議論を深め、時機に応じてさらなる提言を行っていく。

*意見書全文は関連ホームページに掲載。

(経済調査部 中島宏・半田佑紀)

〈税財政改革における主な検討課題〉

